

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年8月から30年5月10日まで  
② 昭和38年9月21日から同年10月1日まで

申立期間①について、私は、昭和29年8月にB事業所を退社した後すぐに株式会社Aに入社し働いた。

申立期間②については、勤めていた株式会社Aから同社が設立したC株式会社に同僚数十人と一緒に異動し、継続して仕事をした。

申立期間は厚生年金保険に加入していたはずなので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（同社から関連会社のC株式会社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同日付けで異動した同僚が保管する辞令及び同僚の供述から、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①については、申立人は、複数の同僚の証言から、株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C株式会社では、「株式会社Aの申立期間①当時の資料は保管していない。」と回答している上、当時の労務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人と同日の昭和30年5月10日に株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「私は29年8月に株式会社AのD工場に入社したが、最初は見習いだったのですぐには厚生年金保険に加入させてくれなかった。厚生年金保険に加入していない期間については保険料の控除は無かった。」と証言している。

さらに、申立人の雇用保険の記録を確認したところ、株式会社Aにおける資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と同日の昭和30年5月10日となっていることが確認できる。

このほか、申立期間①について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 771

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、20 歳の時に国民年金の加入手続と保険料の免除申請の手続をしたが、高校を卒業後、2 年間の事業所の研修を終えて実家に戻ってきた昭和 59 年の 6 月か 7 月頃に、社会保険事務所（当時）の職員二人が自宅に来て、私の国民年金保険料の未納があるので納めてほしいと言った。

しかし、申請免除の期間だと思っていた父が不審に思い、A 市町村役場に電話で確認したところ、「社会保険事務所の職員が自宅に集金に来ることはあり、世帯で収入があるのだから納めてほしい。」と言われたので、翌月再び自宅に来た同じ職員二人に、母親が 1 年分の保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、私が研修から実家に戻った昭和 59 年の 6 月か 7 月頃に、自宅に集金に来た社会保険事務所の職員に一括で納付した。」と主張しているところ、社会保険事務所の職員が自宅に集金に来たとする 59 年 7 月時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度保険料として納付できる期間であり、社会保険事務所では、「社会保険事務所の職員が現年度保険料を戸別徴収することはない。」としている上、社会保険事務所の職員が自宅に集金に来たとする期間を含む 59 年 5 月から同年 8 月までの期間に、A 市町村において過年度保険料を納付していることが確認できる 21 人のうち、連絡が取れた 16 人全員が、「社会保険事務所の職員が自宅に集金に来ることはなかった。」と証言しており、申立人の主張と相違している。

また、社会保険事務所の職員に申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、納付した保険料額及び領収書についての記憶が曖昧であ

る。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 772

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から50年9月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から50年9月まで

私は、昭和42年11月に会社を辞めた後、国民年金に加入しなかったが、47年5月頃、私の将来を心配する母から、「A市町村役場で、最初から国民年金及び付加年金に加入していたことになるように手続をして、保険料を納付してきた。」と言われ、その後は50年9月にB市町村に転居するまで、私が役場の中にあつた銀行の窓口で保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料について、昭和47年5月頃に母がA市町村役場で遡って国民年金及び付加年金に加入する旨の手続をし、保険料を遡って納付しており、その後は私が役場内の銀行で保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市町村において50年10月27日に払い出され、申立人は当該時点から国民年金に任意加入及び付加年金に加入し、保険料を納付していることが確認できることから、申立人は申立期間において国民年金及び付加年金に加入していないため、申立人の母親及び申立人は保険料を納付することができなかつたものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付するためには、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できない上、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日として「昭和50年10月27日」と記載されているなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿においても、申立人は、昭和50年10月27日に国民年金に任意加入し、同日に付加年金に加入した記録となっていることが確認できる。

加えて、国民年金の加入手続を行ったとする母親は既に死亡しているため、加入状況について確認することができず、申立人は加入時期等に関する記憶が曖昧である上、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 50 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料及び 50 年 4 月から 51 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月から 50 年 3 月まで  
② 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 3 月に大学を卒業し実家に戻った際、父から、「学生時代は国民年金に加入しなかった。」と言われ将来に不安を感じたので、同年 12 月頃に A 市町村役場で 20 歳到達日に遡って国民年金及び付加年金に加入する旨の手続を行い、数回に分けて保険料を納付した。

申立期間について、間違いなく国民年金保険料及び付加保険料を納付したので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 48 年 12 月頃に A 市町村役場で 20 歳到達日に遡って国民年金及び付加年金に加入する旨の手続を行い、数回に分けて保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、51 年 10 月 7 日に払い出され（実際の加入手続は、国民年金手帳記号番号払出簿に記載された申立人の前後の者の資格取得日から、52 年 4 月 30 日と推認できる。）、47 年 4 月 1 日に遡及して被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日として、「47 年 4 月 1 日」と記載されていることが確認できる。

このため、申立期間①のうち、昭和 46 年 2 月から 47 年 3 月までの期間については国民年金に未加入の期間であり、申立人は、制度上、当該期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、加入手続を行ったと推認できる昭和 52 年 4 月 30 日の時点で、申立



期間①のうち 47 年 4 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については時効により納付できない上、50 年 1 月から同年 3 月までの期間については、加入手続を行った時点では納付可能な過年度保険料であったものの、オンライン記録によると、申立期間①直後の申立期間②の国民年金保険料は、52 年 6 月 25 日に納付していることが確認でき、当該保険料を納付した時点では、50 年 1 月から同年 3 月までの保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間①のうち昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの期間については、加入手続を行った時点において遡及して資格を取得した期間であり、制度上、遡及して付加年金には加入できないことから、当該期間の付加保険料を納付することができない。

加えて、申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できない上、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「国民年金保険料と一緒に付加保険料を納付した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間②の国民年金保険料は、昭和 52 年 6 月 25 日に過年度納付していることが確認でき、制度上、付加保険料を遡って納付することはできないことから、申立人は申立期間②の保険料を納付した時点で付加保険料を納付することはできなかったものと推認される。

このほか、申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料、申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 1031

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 10 日まで  
② 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 37 年 1 月 16 日から同年 3 月 22 日まで

私は、申立期間についてはA事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶している。一緒に勤務した同僚を記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、A事業所が保管する人事記録から、申立人は、B作業員としてA事業所C現場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚についても、人事記録から、申立期間①において申立人と同様にA事業所C現場に勤務していたことが確認できるものの、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

また、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得者数の年度別推移をみると、昭和 32 年度は 448 人、34 年度は 468 人であるのに対し、申立期間①の 33 年度は 4 人のみであることが確認できる上、この 4 人は、試験合格者で正式採用までの臨時採用期間中である二人及び内勤職員二人であることから、同事業所では、申立期間①当時、申立人のようなB作業員については厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

#### 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 34 年 4 月 1 日から勤務したが、厚生年金保険の加入記録では同年 6 月 1 日からの加入となっている。」と

主張しているところ、A事業所が保管する人事記録から、申立人は、同年4月1日からD作業員としてA事業所E現場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚についても、人事記録から、申立期間②において申立人と同様にA事業所E現場に勤務していたことが確認できるものの、申立人と同日の昭和34年6月1日に資格を取得していることが確認できる。

また、昭和34年度におけるA事業所の厚生年金保険被保険者資格の取得状況をみると、申立人及び上記の同僚一人を含む464人が、昭和34年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となった別の事業所整理記号において、資格を取得していることが確認でき、従来の事業所整理記号において資格を取得した者は、同年4月1日に資格を取得した4人（全員が女性）以外に無く、この4人のうち3人は年間を通じて雇用されていることが確認できる上、連絡が取れた二人は、「自分はD作業員ではなかった。」と証言している。

- 3 申立期間③について、A事業所が保管する人事記録から、申立人はD作業員としてA事業所F現場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚についても、人事記録から、申立期間③において申立人と同様にA事業所F現場に勤務していたことが確認できるものの、申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

また、A事業所において、申立期間③について厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が一人確認できるところ、この者については、上記の従来の事業所整理記号において資格を取得していることが確認できる上、昭和37年3月1日から38年4月1日まで継続して厚生年金保険に加入し、引き続き共済組合に加入していることが確認できることから、申立人とは異なる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間③において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 4 このほか、申立期間①から③までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。